

インフルエンザ診断報告書

インフルエンザは学校保健安全法に定められた感染症のため、出席停止となります。登校の際には、下記に医師から診断(疑いを含む)された内容を記入し、検査結果や薬の説明書、診療明細書など インフルエンザに罹患したことがわかる書類のコピーを添付の上、学務課へ提出してください。

- ・学校保健安全法では、インフルエンザの軽症患者であれば「発症した後(発熱の翌日を1日目として)6日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」が出席停止期間の基準とされていますが、再登校日については、医師の診断に従ってください。
- ・学校感染症による欠席については授業担当教員が配慮いたしますので、学務課に本書を必ず提出してください。
※「発症した後5日を経過」とは、発症(発熱)日の翌日を1日目と起算するため、最短でも6日間の出勤停止となります。また、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。(インフルエンザ出勤停止期間早見表参照)

医師から診断(疑いを含む)された内容について報告します。

1. 氏名 _____
2. 診断名 _____
3. 発症(発熱)した日 年 月 日 _____
4. 診断年月日 年 月 日 _____
5. 出席停止期間 月 日 から 月 日 まで _____
6. 医療機関名 _____
7. 報告書記入日 年 月 日 _____
8. 添付書類 調剤薬局領収書コピー・医療機関領収書コピー(いずれかに○)

(参考)インフルエンザ出席停止期間早見表

例	発症日 (0日目)	発症日 (1日目)	発症日 (2日目)	発症日 (3日目)	発症日 (4日目)	発症日 (5日目)	発症日 (6日目)	発症日 (7日目)	出席停止 期間
A	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登校可		出席停止 6日間
B	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登校可		出席停止 6日間
C	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校可		出席停止 6日間
D	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	登校可	出席停止 7日間

※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次、延長されていく。

大学処理欄

教務委員長	学務課	健康管理 増進室

教務部長	学務課長	

学校感染症 出席停止届

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

新潟経営大学長 殿

学籍番号 _____

学生氏名 _____

学校保健安全法施行規則に定められた感染症により出席停止となりましたので、証明書を添付し、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 感染症名 新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ
その他 (_____)

2. 出席停止期間 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____) ~ 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

3. 欠席科目

曜日/時限		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
__月__日 (月)	科目名					
	教員名					
__月__日 (火)	科目名					
	教員名					
__月__日 (水)	科目名					
	教員名					
__月__日 (木)	科目名					
	教員名					
__月__日 (金)	科目名					
	教員名					
__月__日 (土)	科目名					
	教員名					

科目担当教員には学務課から連絡します。